

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年2月2日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

資 料

改正概要	1
改正内容	1
施行日	2
参考資料	3

子育て支援課

1 改正概要

本条例（平成26年大磯町条例第11号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、規定しています。

この度、下記の内容について国基準が改正されたことに伴い、本条例の規定の改正を行います。

- 内容
- （1）児童の安全確保の推進
 - （2）園バス運行時の安全管理
 - （3）インクルーシブ保育の推進
 - （4）懲戒権に係る規定の削除
 - （5）衛生管理の推進の努力義務化

2 改正内容

（1）児童の安全確保の推進

対象施設 全て

ア．安全計画の策定

家庭的保育事業者等に、利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修・訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じることを義務付けます。

イ．安全計画の職員への周知

家庭的保育事業者等に、職員に対して安全計画を周知し、研修・訓練を定期実施することを義務付けます。

ウ．安全計画の保護者への周知

家庭的保育事業者等に、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することを義務付けます。

エ．安全計画の見直し・変更

家庭的保育事業者等は、定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更を行うものとします。

(2) 園バス運行時の安全管理

ア. 利用乳幼児の所在確認

対象施設 全て

利用乳幼児の通園や園外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことを、家庭的保育事業者等に義務付けます。

イ. 送迎自動車への利用乳幼児の所在の見落とし防止装置の設置

対象施設 ①②④

送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合には、利用乳幼児の所在を見落とさないようブザー等の装置を設置することと、その装置を用いて降車時の際の確認を行うことを、家庭的保育事業者等に義務付けます。

※ 令和6年3月31日までの経過措置規定あり。

(3) インクルーシブ保育の推進

対象施設 全て

家庭的保育事業等を利用する社会福祉サービスを必要とする乳幼児の社会参加への支援が進むよう、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する他の福祉施設の設備や職員を共用できるものとします。

(4) 懲戒権に係る規定の削除

対象施設 全て

削除

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

児童虐待の防止等を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に係る民法第822条が削除されたことに伴う省令改正によるもの。

(5) 衛生管理の推進の努力義務化

対象施設 全て

家庭的保育事業所等における感染症・食中毒の予防・まん延防止のための「必要な措置を講ずる」努力義務は課されているものの、具体的な内容は規定されていないため、努力義務として求めるべき具体的内容として、研修及び訓練を実施することを、条例に明記します。

3 施行日

令和5年4月1日から施行します。

※ 2(4) → 公布の日から施行

※ 2(2)イ → 令和6年3月31日までの経過措置規定あり

参考資料 2つの条例の関係性

子ども・子育て支援新制度では、「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、町の「確認」が必要となります。

認可・・・施設が目的にあった基準を満たしていること。
 確認・・・施設が公費の支給対象施設・事業であること。

認 可

認可権者が定める基準（設備・運営）に基づき認可を行います。

施設・事業	認可権者
認定こども園	県（指定都市・中核市）
幼稚園	県
保育所	県（指定都市・中核市）
地域型保育事業※	町

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき **町が認可**

確 認

給付の実施主体である町が、認可施設・事業者の中で、給付の対象となる施設・事業者の確認を行います。

認可施設・事業	確認権者
認定こども園	町
幼稚園	
保育所	
地域型保育事業※	

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき **町が確認**

給付制度による教育・保育の提供

※地域型保育事業＝家庭的保育事業等のことで、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな こびとのこや
	B型：A型とC型の中間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	小規模型：19人以下 保育所型：20人以上	—